

学校法人享栄学園公的研究費運営管理規程

平成 24 年 10 月 30 日  
制 定

(目的)

**第 1 条** この規程は、学校法人享栄学園（以下「学園」という。）における研究費の運営・管理に関する体制を定めることにより、研究費の適法かつ適正な運営・管理を図り、もって本学園における学究活動の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規程において「研究費」とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の別紙に掲げる競争的資金等をいう。

**2** この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより引き起こされる、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

(3) 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

**3** この規程において「研究費の取扱に係る不正行為」とは、架空取引、虚偽の新政党により公的研究費を不正に支出されることをいう。

(責任体制)

**第 3 条** 理事長は、研究費の適正な管理・運用を期すために、次の各号に掲げる責任者を任命する。

(1) 最高管理責任者

鈴鹿大学（以下「大学」という。）においては大学学長、鈴鹿大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）においては短期大学部学長を最高管理責任者とする。最高管理責任者は、各責任者を指揮し、そのリーダーシップのもと、研究費の適切な運営・管理を行い、最終責任を負うものとする。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について実質的な責任と

権限を有する者として統括管理責任を置く。統括管理責任者は、大学においては副学長又は学部長、短期大学部においては学科長を統括管理責任者とする。

(3) コンプライアンス推進責任者

各部局（大学においては大学院研究科、学部及び附属図書館、短期大学部においては学科、専攻科及び附属図書館並びに大学・短期大学部事務局。以下に同じ。）における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置く。コンプライアンス推進責任者は、各部局の長を任命する。

2 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の職務については、次に掲げるとおりとする。

(1) 最高管理責任者の職務

- ア 不正防止対策の基本方針の策定・周知
- イ 行動規範の策定・周知
- ウ ア及びイを実施するための必要な措置

(2) 統括管理責任者の職務

- ア 基本方針に基づく具体的な対策の策定、実施
- イ 実施状況の把握及び最高管理責任者への報告

(3) コンプライアンス推進責任者の職務

- ア 部局内の対策実施状況の統括管理責任者への報告
- イ 部局内構成員全員（以下「構成員」という。）へのコンプライアンス教育の定期的な実施
- ウ 構成員へのモニタリングの実施
- エ 構成員への改善指導
- オ 部局内での管理監督及び指導体制の構築

3 前各項に定める責任及び権限の体系は、学園ホームページに掲載して公表するものとする。

（法令等の遵守）

**第4条** 前条に掲げる責任者及び構成員は、交付決定を受けた研究費に係る研究の実施にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179条）並びにその競争的資金等で定められた補助条件等を遵守しなければならない。

（資料等の収集および管理）

**第5条** 研究成果が再現できるよう、研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等の滅失・漏洩・改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究のために収集又は生成した資料・情報・データ等を、10年間保存・保管しなくてはならない。ただし、法令又は本法人の規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(不正防止計画)

**第6条** 最高管理責任者は、研究費の運営・管理に係る不正を発生させる要因を探り、これに対応する具体的な計画(以下「不正防止計画」という。)を策定し、当該計画の進捗管理を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗管理を統括管理責任者に委任することができる。

(不正防止計画推進委員会)

**第7条** 不正防止計画の推進を担当する最高管理責任者直属機関として不正防止計画推進委員会を置く。

- 2 不正防止計画推進委員会は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を委員とし、統括管理責任者を委員長とする。

- 3 最高管理責任者は、前項以外の者を委員に指名することができる。

- 4 不正防止計画推進委員会は、最高管理責任者の基本方針を受けて、前条の不正防止計画の策定及び実施のために必要な次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール(以下「ルール」という。)の明確化・統一化(ルールと運用実態との乖離についての把握及び事務処理における研究者と事務職員との権限・責任の明確化を含む。)

(2) 研究者及び事務職員へのルールの周知

(3) 研究者及び事務職員の意識向上に向けた説明会、研修会等の開催

(4) 公的研究費の運営及び管理に関わる全ての関係者への誓約書提出

(5) 不正発生要因の調査及び調査結果に基づく最高管理責任者への不正防止計画見直しの提言

(6) 不正防止計画及びルールの学園ホームページ掲載による公開

(7) 各部局におけるルール運用に関するモニタリング

(8) その他必要な措置

- 5 不正防止計画推進委員会の事務は、大学・短期大学部事務局(以下「事務局」という。)が所管する。

(相談窓口)

**第8条** 学園内外からのルールに関する相談の窓口を、事務局とする。

- 2 事務局は、前項の相談に対して、不正防止計画推進委員会の指示を受けた上で回答することができる。

- 3 事務局は、第1項の相談及び回答等の不正防止計画推進委員会に報告するものとする。

(通報窓口)

**第9条** 学園内外からの研究費に係る不正行為に関する通報の窓口を、内部監査室とする。この場合、通報の方法については、学校法人享栄学園公益通報規程第5条を準用する。

- 2 内部監査室は、前項の通報を受けた場合には、遅滞なく、その旨を理事長及び最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 告発したことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(通報事実に関する調査)

**第10条** 最高管理責任者は、前条第2項の報告を受けた場合には、統括管理責任者及び関係部局の長と協議し、通報を受けた日から30日以内に、必要あるときは、内部監査室に対して通報事実に関する調査を依頼するとともに、配分機関(競争的資金等を配分する機関をいう。以下「配分機関」という。)がある場合には、当該調査の可否を報告するものとする。

- 2 内部監査室は、前項の依頼を受けて通報事実に関する調査を実施する。この場合、当該調査の実施に当たっては、学校法人享栄学園公益通報規程第6条乃至第8条、第11条及び第12条を準用する。
- 3 内部監査室は、通報に係る研究費を受領していた者(以下「調査対象者」という。)に対し、弁明及び資料提出の機会を与えなければならない。ただし、調査対象者の所在が不明である等、その機会を与えることが困難である場合は、その限りではない。
- 4 内部監査室は、理事長及び最高管理責任者に対し、適宜、調査の進捗及び結果を報告する。
- 5 最高管理責任者は、内部監査室の報告を受けて、理事長と協議の上、直ちに通報等がなされた事案についてさらに本格的な調査(以下「本調査」という)を行うか否かを原則30日以内に決定する。
- 6 最高管理責任者は、本調査を行わないと決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。
- 7 最高責任者は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知する。

(調査会)

**第11条** 最高管理責任者は、前条第5項により本調査を行うことを決定した場合は、速やかに調査会を設置する。なお、調査に際し配分機関及び文部科学省(以下、「配分機関等」という。)に、調査方法、調査対象及び方法について報告及び協議するものとする。

- 2 調査会の構成は、統括管理責任者以外に、学園に属さない第三者調査員、防

止計画推進委員会の委員及び関係部局の所属職員の中から最高管理責任者が指名した者とする。なお、学園に属さない第三者調査員は、学園及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とし、全委員の半数以上とする。

- 3 調査会は、統括管理責任者が招集し、統括管理責任者が議長となる。
- 4 調査会は、内部監査室の調査結果に基づき、次に掲げる事項について検証及び認定し、その結果を最高管理責任者に報告する。
  - (1) 不正行為の有無
  - (2) 不正の内容
  - (3) 関与した者及びその関与の程度
  - (4) 不正使用の相当額
  - (5) 講じる必要のある措置
  - (6) その他、最高管理責任者からの諮問事項
- 5 調査会の事務は、事務局が所管する。  
(不正行為に対する措置)

**第12条** 最高管理責任者は、前条第4項の報告に基づき、必要な措置を講ずる。

- 2 最高管理責任者は、通報者に対して前項の措置内容を通知する。ただし、通報者が通知を希望せず、又は連絡先を秘匿している場合は、この限りでない。
- 3 最高管理責任者は、研究費に係る不正行為があると確認した場合には、別に定める学校法人享栄学園専任職員就業規則、学校法人享栄学園常勤職員就業規則及び学校法人非常勤職員就業規則並びに学校法人享栄学園職員懲戒取扱規程に基づき、懲戒の手続きをとり、その概要を学園ホームページに掲載して公表するものとする。
- 4 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。
- 5 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出しなければならない。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。
- 6 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- 7 最高管理責任者は、調査終了前であっても、配分機関より調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を求められた場合には、当該配分機関に提出する者とする。
- 8 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関による当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

る。

(調査結果の通知)

**第 1 3 条** 最高管理責任者は、調査結果を速やかに通報者及び被通報者に通知する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

2 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、当該資金配分機関等に、調査結果を通知する。

(不服申立て)

**第 1 4 条** 調査の結果、不正行為等が行われたと認定された被通報者は、前条第 1 項の通知を受けてから 30 日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

2 調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者（次条の規程による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、前条第 1 項の通知を受けてから 30 日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

3 前 2 項の場合において、当該不服申立てをするものは、前条第 1 項の通知を受けてから 30 日の期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことができない。

4 最高管理責任者は、第 1 項の不服申立てを受けたときは、その旨を通報者に通知し、及び当該事案にかかる研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関等に対してもその旨を通知する。

5 最高管理責任者は、第 2 項の不服申立てを受けたときは、通報者が所属する部局の長及び被通報者に通知し、及び通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関等に対してもその旨を通知する。

(不服申立ての審査及び再調査)

**第 1 5 条** 最高管理責任者は、前条第 1 項又は第 2 項の不服申立てを受けたときは、当該調査を行った調査会に不服申立ての審査を行わせる。ただし、不服申立ての趣旨が、調査会の構成等、その公正性に関わるものである場合において最高管理責任者が必要と認めるときは、当該調査会の委員を交代させ、又は新たに調査会を設置するものとする。

2 前項の審査においては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに最高管理責任者に報告する。

3 最高管理責任者は、被通報者及び通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被通報者に対し、調査結果

を覆すに足る資料の提出、その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。

4 調査会が再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受けた日から概ね 50 日（前条第 2 項の不服申立ての場合にあっては 30 日）以内に、調査結果を最高管理責任者に報告する。

5 第 15 条各項の規定は、第 13 条 2 項の調査結果の通知に準用する。  
（調査結果の公表等）

**第 16 条** 最高管理責任者は、第 10 条又は第 14 条第 4 項の調査会の調査結果の報告（以下「調査結果の報告」という。）において、特定不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。

- (1) 特定不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 特定不正行為の内容
- (3) 最高管理責任者又は調査会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

2 最高管理責任者は、調査結果の報告において、特定不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、被告発者の所属及び氏名、調査会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。

3 最高管理責任者は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。

4 最高管理責任者は、前 3 項の場合において、第 10 条の調査結果に基づく公表を行うときは、第 13 条第 1 項の規定による不服申立ての期間等を考慮して行うものとする。

5 最高管理責任者は、当該公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

（内部監査）

**第 17 条** 学園における研究費の運営・管理に関する内部監査は、ガイドライン及び学校法人享栄学園内部監査規程に基づき、内部監査室が行う。

（取引業者）

**第 18 条** 最高管理責任者は、取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不

正対策に関する方針及びルール等を取引業者に周知徹底し、必要に応じて、取引業者に誓約書の提出を求める。

2 前項の誓約を求める内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学園の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査等の調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- (4) 学園の構成員から不正な行為の依頼があった場合には、学園に通報すること。

3 不正な取引に関与した業者は、学園物件調達規程に基づき、取引を停止する。  
(補則)

**第19条** この規程に定めるもののほか、研究費の運営・管理に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

**第20条** この規程の改廃は、最高管理責任者の上申及び常任理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

**附 則**

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成30年12月1日から施行する。